

随意契約の契約状況表

(市民部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
1	市民協働推進課	大分西部公民館外11館管理業務委託	令和5年4月1日	大分市金池町3-2-3 (公社)大分市シルバー人材センター	29,398,842	3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため随意契約するものである。
2	市民協働推進課	大分西部公民館昇降機保守点検業務委託	令和5年4月1日	福岡市中央区長浜2-4-1 東芝エレベータ(株) 九州支社	1,020,360	2号	建築基準法第8条により昇降機の安全を確保することを目的とする「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」に基づき、設置機器に対する知識や部品調達の高さ等を勘案した結果、設置業者である「東芝エレベータ(株)」への委託が妥当であるため。
3	市民協働推進課 (鶴崎支所鶴崎公民館)	大分市鶴崎公民館昇降機保守点検業務委託	令和5年4月1日	福岡県福岡市博多区博多駅南1-2-13 日本オーチス・エレベータ(株)九州支店	993,960	2号	大分市鶴崎公民館に昇降機を設置した業者であり、設置機器に精通し、物品調達が容易であること、24時間遠隔管理が可能であること、また安全な運行には長期的な視点に立ったメンテナンス計画が必要なことによる。
4	市民協働推進課	住居表示管理システム保守業務委託	令和5年4月1日	大分市大道町2丁目7番29号 株式会社イーディシー 大分営業所	2,365,000	2号	平成26年度に構築された住居表示管理システムの保守業務を委託するものである。本システムは、(株)イーディシーが独自に開発したもので、他者は当該システムに係る知識や情報、ノウハウを有していない。住居表示管理システムの構築から関わり、システムの仕様及び設定等に精通していることから、業務を確実にかつ迅速に遂行できる当該事業者と随意契約するものである。
5	市民課	証明書コンビニ交付システム運用・保守業務委託	令和5年4月1日	大分市東春日町17-19 大分ソフィアプラザビル2F 日本電気(株)大分支店	3,228,126	2号	当該業務は、証明書コンビニ交付システムの運用・保守業務であり、システムの導入業者でなければ業務の確実な履行が望めない。 運用・保守業務の履行に当たってはシステムの専門的知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 当該業務を、他の業者に委託した場合、対象機器の設定作業や動作確認は機器の性質上難しく、障害発生時の迅速な対応が行われず業務に支障が生じる恐れがあるため。
6	市民課	住基ネットワークシステム端末保守業務委託(令和3年度導入分)	令和5年4月1日	大分市東春日町17-19 大分ソフィアプラザビル2F 日本電気(株)大分支店	945,120	2号	当該業務は、市民課・各支所に設置している住基ネットワークシステム端末の保守業務であり、システムの導入業者でなければ業務の確実な履行が望めない。 保守業務の履行に当たってはシステムの専門的知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 当該業務を、他の業者に委託した場合、対象機器の設定作業や動作確認は機器の性質上難しく、障害発生時の迅速な対応が行われず業務に支障が生じる恐れがあるため。

随意契約の契約状況表

(市民部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
7	市民課	本人確認書類裏書印字システム保守委託	令和5年4月1日	福岡市博多区博多駅前4-4-15 株式会社ジェイエスクープ第七営業本部	1,189,320	2号	当該業務は、通知カード・個人番号カードへ情報を印字するためのプリンタの保守を行うものであり、製造業者以外と契約した場合、部品の調達や機器の調整等が困難なため、故障などの障害発生時に迅速な対応をとることが出来ず、市民の方々に多大な不利益を生じさせてしまう恐れがあるため。
8	市民課	マイナポイントの活用等によるマイナンバーカードの普及促進に関する業務委託	令和5年4月1日	大分市府内町3-6-11 テルウェル西日本(株) 九州支店大分営業支店	11,946,000	6号	<p>当該業務は、市民サービスに直結する業務であり、マイナポイントに関する知識が必要不可欠である。</p> <p>本市におけるマイナポイント支援事業は一般競争入札を実施し調達を行っており、テルウェル西日本株式会社九州支店大分営業支店が受託している。(契約期間 令和5年2月未まで)</p> <p>また、令和4年度における、マイナポイントの申込期限の延長(令和5年3月1日～令和5年3月31日)についても、同事業者と随意契約にて業務の継続を行っており、履行状況は極めて良好である。</p> <p>このような中、国におけるマイナポイント第2弾の事業における申込期限が令和5年9月30日まで延長されたことより、本市においても支援窓口業務の実施を行う必要が生じている。</p> <p>本契約はこの延長期間の内、令和5年4月1日～令和5年5月31日と短期間であるが、市民サービス等の低下とならないように途切れなく業務を継続するものである。</p> <p>この業務の実施には物品の準備・従事者の採用・体制構築・研修期間・関連費用等が必要となるが、現受託業者以外が実施する場合はこの準備に要する新たな費用が発生し、かえって本市の不利が発生するため。</p>

随意契約の契約状況表

(市民部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
9	市民課	マイナポイントの活用等によるマイナンバーカードの普及促進に関する業務委託	令和5年5月30日	大分市府内町3-6-11 テルウェル西日本(株) 九州支店大分営業支店	11,946,000	7号	<p>当該業務は、市民サービスに直結する業務であり、マイナポイントに関する知識が必要不可欠である。</p> <p>本市におけるマイナポイント申込支援窓口はテルウェル西日本株式会社九州支店大分営業支店が受託しており、これまでマイナポイント事業に関して、マイナンバーカードの申請期限やマイナポイントの申込期限の条件が変更されてきた際に速やかに対応しており、これまでの履行状況は極めて良好である。</p> <p>このような中、国におけるマイナポイント第2弾の事業（令和4年1月～令和5年9月末）として、本市でも申込支援対応（国庫補助事業）を実施しているが、期間のうち令和5年5月末まで契約を締結している。</p> <p>マイナポイントの申込期限が令和5年9月末とされたことから、本市としても期限までの市民に対する申込支援対応が必要であるが、現受託業者以外がこの業務の実施をすれば、物品の準備・従業員の採用・体制構築・研修期間・関連費用等が必要となる。現受託業者であるテルウェル西日本株式会社九州支店大分営業支店であれば、この費用等が発生することなく、著しく有利な価格で契約の締結が可能であるため。</p>
10	市民課	旅券申請受付及び交付等業務委託	令和5年4月1日	大分市府内町2丁目2番1号 府内産業株式会社	1,669,840	2号	<p>当該業務は、大分県からの権限移譲による旅券申請受付及び交付等の業務であり、適正かつ円滑に業務を遂行するためには効率的で質の高いサービスを提供し、責任ある発給を確保する必要がある。</p> <p>権限移譲元である大分県国際政策課パスポート班は、大分市パスポートセンターの一面に業務場所を移し、本市（県内他市町）が処理した旅券申請を受け、申請書類審査及び旅券発行を行い、各市町へ引継ぐ業務を行っている。</p> <p>このことから、大分県が契約している府内産業株式会社と委託契約を締結することが、円滑な業務を遂行することとなり、そのうえコスト面においても最も有利であると考えられるため。</p>

随意契約の契約状況表

(市民部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
11	市民課	旅券申請受付及び交付等業務委託	令和5年5月31日	大分市府内町2丁目2番1号 府内産業株式会社	8,474,444	2号	当該業務は、大分県からの権限移譲による旅券申請受付及び交付等の業務であり、適正かつ円滑に業務を遂行するためには効率的で質の高いサービスを提供し、責任ある発給を確保する必要がある。 権限移譲元である大分県国際政策課パスポート班は、大分市パスポートセンターの一面に業務場所を移し、本市（県内他市町）が処理した旅券申請を受け、申請書類審査及び旅券発行を行い、各市町へ引継ぐ業務を行っている。 このことから、大分県が契約している府内産業株式会社と委託契約を締結することが、円滑な業務を遂行することとなり、そのうえコスト面においても最も有利であると考えられるため。
12	市民課 (葬斎場)	大分市葬斎場夜間管理業務委託	令和5年4月1日	大分市大字竹中562番地の1 冬田自治会事業運営委員会	2,542,540	2号	地元に対しての地域育成及び環境整備事業の一環として、開場して以来、当該業務については地元自治会運営委員会に委託している。
13	市民課 (葬斎場)	大分市葬斎場緑地帯管理業務委託	令和5年4月1日	大分市大字竹中562番地の1 冬田自治会事業運営委員会	11,048,400	2号	地元に対しての地域育成及び環境整備事業の一環として、開場して以来、当該業務については地元自治会運営委員会に委託している。
14	市民課 (葬斎場)	大分市葬斎場火葬炉設備 日常保守定期点検業務委託	令和5年4月1日	大分市三佐977番地の1 ステラ工業㈱	10,816,300	2号	ステラ工業㈱は、大分市葬斎場の火葬炉建設に携わり、開場して以来、火葬炉設備の保守、点検、整備業務を行ってきた。 また、当葬斎場の火葬炉を手掛けた㈱宮本工業所の市内唯一の特約店でもあることから、緊急時においても特殊品である火葬炉の専用部品等の調達を迅速に対応できる業者のため。
15	市民課 (葬斎場)	佐賀関火葬場運営管理業務委託	令和5年4月1日	福岡県八女市本町625番地1 (有)東原技研	9,979,200	2号	(有)東原技研は、佐賀関火葬場の火葬炉建設の施工業者である富士建設工業㈱の協力提携会社である。火葬炉設備に精通した専門技術者による保守、点検、整備業務を行っており、又、メーカー独自の特殊品である火葬炉の専用部品等の調達を迅速に行える業者のため。
16	市民課 (葬斎場)	大分市葬斎場自動ドア保守定期点検業務委託	令和5年4月1日	大分市広瀬町2-1-36 オリエント産業㈱	2,310,000	2号	大分市葬斎場の自動ドアはすべてオリエント産業㈱製であり、不測の事態が生じた場合に備えて葬斎場の設備に精通するとともに、専用部品等の調達を迅速に対応できる業者のため。

随意契約の契約状況表

(市民部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
17	国保年金課	特定健康診査（個別健診）委託	令和5年4月1日	①大分市駄原2892番地-2 一般社団法人 大分県医師会 ②大分市大字駄原2892番地の1 公益財団法人 大分県地域保健支援センター ③大分市高城南町11番7号 一般財団法人西日本産業衛生会 大分労働衛生管理センター ④大分市古国府6丁目1番30号 医療法人社団三杏会 おおいた健康管理センター ⑤大分市中戸次5185番地の2 社会医療法人財団 天心堂健診・健康増進センター ⑥大分市大字市1213番地 社会医療法人三愛会 大分三愛メディカルセンター ⑦別府市大字鶴見4333番地 大分県厚生農業協同組合連合会 ⑧別府市北石垣深町851番地 一般財団法人大分健康管理協会 大分総合健診センター	102,477,000	2号	受診者の居住の状況及び通院の事情を考慮し、可能な限り市内医療機関全般で受診できる環境整備が必要であること、また、国民健康保険の県域化に伴い被保険者の受診機会の拡充と利便性の向上を目的とするため、県内の各医療機関を統括する県医師会（集合契約）と市内及び別府市の健診拠点施設との個別契約が必要であるため。 ※単価契約 ¥214～¥8,072（13項目） ※集合契約：代表保険者（中津市）

随意契約の契約状況表

(市民部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
18	国保年金課	特定健康診査・特定保健指導委託（集団健診）	令和5年4月1日	大分市大字宮崎1415番地 公益財団法人大分県地域成人病検診協会 おおいた健診センター	145,672,000	2号	集中的に多数の受診者の対応が必要であり専門医師、健診スタッフ、検診車等の環境が整っていること、また、これまでの健診実績があり、過去の健診結果等を踏まえたより精度の高い健診を可能とする機関であるため。 ※単価契約 ￥210～￥24,200（6項目）
19	国保年金課	特定保健指導業務委託	令和5年4月1日	①大分市大字駄原2892番地の1 公益財団法人 大分県地域保健支援センター ②大分市中戸次5185番地の2 社会医療法人財団 天心堂健診・健康増進センター ③大分市大字市1213番地 社会医療法人三愛会 大分三愛メディカルセンター ④別府市大字鶴見4333番地 大分県厚生農業協同組合連合会 ⑤別府市石垣深町851番地 大分健康管理協会 大分総合健診センター	4,475,000	2号	保健事業に関する専門性・実績を持ち、今後の継続的な支援に繋がりがやすいとされる健診当日の保健指導実施が可能であり、被保険者の利用機会の拡充を図る必要があるため。 ※単価契約 ￥550～￥25,120（7項目）

随意契約の契約状況表

(市民部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
20	国保年金課	大分市国民健康保険40歳総合健診業務委託	令和5年4月1日	①大分市大字宮崎1415番地 公益財団法人大分県地域成人病検診協会 おおいた健診センター ②大分市大字駄原2892番地の1 公益財団法人 大分県地域保健支援センター ③大分市高城南町11番7号 一般財団法人西日本産業衛生会 大分労働衛生管理センター ④大分市古国府6丁目1番30号 医療法人社団三杏会 おおいた健康管理センター ⑤大分市中戸次5185番地の2 社会医療法人財団 天心堂健診・健康増進センター ⑥大分市大字市1213番地 社会医療法人三愛会 大分三愛メディカルセンター ⑦別府市大字鶴見4333番地 大分県厚生農業協同組合連合会 ⑧別府市石垣深町851番地 大分健康管理協会 大分総合健診センター	1,140,000	2号	40歳総合健診は特定健診とがん検診を併せて実施するものであり、大分市がん施設検診を実施している必要があるため。 ※単価契約 ￥1,650～￥6,600 (6項目)

随意契約の契約状況表

(市民部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
21	国保年金課	プレメタボ対策保健指導業務委託契約	令和5年4月1日	①大分市大字宮崎1415番地 公益財団法人大分県地域成人病検診協会 おおいた健診センター ②大分市大字駄原2892番地の1 公益財団法人 大分県地域保健支援センター ③大分市中戸次5185番地の2 社会医療法人財団 天心堂健診・健康増進センター ④大分市大字市1213番地 社会医療法人三愛会 大分三愛メディカルセンター ⑤別府市大字鶴見4333番地 大分県厚生農業協同組合連合会 ⑥別府市石垣深町851番地 大分健康管理協会 大分総合健診センター	2,310,000	2号	保健事業に関する専門性・実績を持ち、今後の継続的な支援に繋がりとされ健診当日の保健指導実施が可能であり、被保険者の利用機会の拡充を図る必要があるため。 ※単価契約 ￥7,700
22	国保年金課	糖尿病性腎症重症化予防訪問指導業務委託	令和5年4月1日	東京都千代田区神田淡路町一丁目2番3号 SOMPOヘルスサポート株式会社	2,931,500	2号	大分県内には、糖尿病性腎症に関する保健指導を実施する民間業者はなく、県内他保険者や近県において同様の事業を請け負っている複数の民間業者へ問合せをいたしましたが、大分市が地方都市であり保健指導員の人員確保が困難との理由により、対面での保健指導が可能であると回答が得られた事業者は左記の事業者1社のみであったため。 ※単価契約 ￥3,850～￥20,790 (5項目)
23	国保年金課	健診データ分析ソフト「マルチマーカ―」サポート業務委託	令和5年4月1日	大分市羽屋新町三丁目1番6号 大和薬品産業株式会社	1,021,900	2号	本ソフトウェアの開発元からの直接購入はできず、本事業をおこなえる県内で唯一の事業者であるため。

随意契約の契約状況表

(市民部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
24	国保年金課	マルチマーカーパーソナル版サーバー機器導入業務委託	令和5年4月1日	大分市羽屋新町三丁目1番6号 大和薬品産業株式会社	1,056,000	2号	本ソフトウェアの開発元からの直接購入はできず、環境に適した機材の選定、調達、組み立て調整、現行のデータ移設、再稼働状況確認までの一連の業務をおこなえる県内で唯一の事業者であるため。
25	明野支所	明野支所日直業務委託	令和5年4月1日	大分市金池町3丁目2番3号 (公社)大分市シルバー人材センター	865,590	3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第38条に規定された臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務であるため
26	生活安全・男女共同参画課市民活動・消費生活センター	大分市人材バンクホームページ維持管理業務委託	令和5年4月1日	大分市金池町2-3-4 (株)Qtmedia大分支店	621,500	2号	本業務をシステム稼働当初から維持管理を行い、システム上の仕様等について熟知している業者は(株)Qtmedia大分支店のみであることから競争入札に適さず、よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約によって施行する。
27	生活安全・男女共同参画課 男女共同参画センター	男女共同参画センター男女共同参画週間記念講演会業務委託	令和5年6月2日	大阪市北区梅田1丁目2-2-1000号 大阪駅前第2ビル1018 (株)メディア21	683,440	2号	本講演会は、6月23日～29日の間に定められた「男女共同参画週間」をより広く市民に周知啓発することを目的として実施するものです。 今回は、より多くの市民に聴講いただくためテレビ等でタレントとして活躍するセイン・カミュ氏に、自身の経験などを基に「セイン・カミュが語る ぼくらはみんな地球人」と題して講演を依頼します。 セイン・カミュ氏に講演を依頼するためには、マネジメント等の興行権を持つ事業者 株式会社メディア21 と契約する必要がありますことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約することといたしました。